

高齢者虐待防止措置未実施減算／業務継続計画未策定減算について

1. 高齢者虐待防止措置未実施減算

【対象】

全サービス ※(介護予防)居宅療養管理指導、特定(介護予防)福祉用具販売を除く

【算定要件等】

虐待の発生又はその再発を防止するための（１）～（４）の措置のいずれかが講じられていない場合

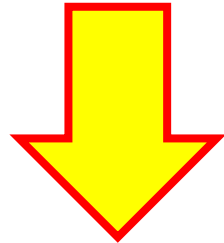
- （１）虐待の防止のための対策を検討する**委員会の定期的な開催**、その結果を従業者に**周知徹底**
- （２）虐待の防止のための**指針の整備**
- （３）従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的を実施**
- （４）上記（１）～（３）の措置を適切に実施する**担当者を設置**

【単位数】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者（入所者）全員について
所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を減算

2. 業務継続計画未策定減算

業務継続計画（BCP）とは？



BCP = Business Continuity Planの略

感染症や**災害**が発生した場合であっても、必要な介護サービスを**継続的**に提供できる体制を構築するために策定する計画

高齢者虐待防止措置未実施減算／業務継続計画未策定減算について

【対象】 全サービス

※(介護予防)居宅療養管理指導、特定(介護予防)福祉用具販売を除く

【算定要件等】

以下の基準に合致していない場合

- (1) **業務継続計画（BCP）を策定**すること
- (2) 当該業務継続計画に従い**必要な措置※を講じている**こと

※①定期的な研修を実施しその内容を記録、②定期的な訓練（シミュレーション）を実施

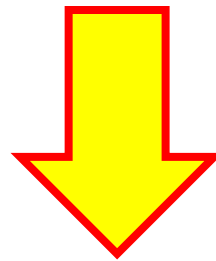
【単位数】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者（入所者）全員について、**施設・居住系サービスは所定単位数の100分の3、その他のサービスは100分の1**に相当する単位数を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算／業務継続計画未実施減算について

【経過措置】

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定**を行っている場合、令和7年3月31日まで減算を適用しない
- 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援**については、上記に関わらず令和7年3月31日まで減算を適用しない



※経過措置が終了となる令和7年4月1日からは、一律に減算が適用されます